

件名	愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例	
主管課	義務教育課（高校教育課）	
根拠法令等		
【改正の概要】		
県立学校の職員及び市町立学校の職員の定数の改正		
1 県立学校の職員	<u>4,233人</u>	<u>4,172人(61人)</u>
(1) 県立中等教育学校	120人	159人(39人)
(2) 県立高等学校の職員	3,219人	3,129人(90人)
(3) 県立特別支援学校の職員 (県立盲・聾・養護学校)	894人	884人(10人)
2 市町立学校の職員	<u>9,205人</u>	<u>9,161人(44人)</u>
(1) 小学校の職員	5,885人	5,847人(38人)
(2) 中学校の職員	3,320人	3,314人(6人)
3 計	<u>13,438人</u>	<u>13,333人(105人)</u>
施行日	平成19年4月1日	
【その他参考事項】		
定数の改定の主な要因		
小・中学校		
小・中学校の統合・学級減(23学級)に伴う減員		
初任者研修講師等の増員		
栄養教諭の増員(16人 41人)		
中等教育学校		
今治東、松山西、宇和島南中等教育学校(後期第5学年分)各4増(12学級増)		
高等学校		
高等学校の学級減(41学級)に伴う減員		
指導方法改善定数の増加		
特別支援学校		
特別支援学校の学級増(1学級)に伴う増員		
(しげのぶ特別支援学校整肢療護園分校の本校への統合)		